



訓 令

○許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令
(四・総務課) …………… 1

秋田県訓令第4号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令
許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「第三条第一項に規定する課」の下に「及びセンター」を加える。
別表信託法の項中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に改め、同項第一号中「第68条」を「第2条第1項」に改め、同項第二号中「条項の変更(第70条)」を「信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割の許可(第6条)」に改め、同項第三号中「第71条」を「第7条」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改め。

4 公益信託の検査役の選任 (第8条の規定による信託法(平成18年法律第108号)第46条第2項)	各 課	20			
5 公益信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は信託管理人(以下「受託者等」という。)の辞任の許可(第8条の規定による信託法第57条第2項(同法第70条(同法第74条第6項)において準用する場合を含む。))又は第128条第2項において準用する場合を含む。))	各 課	20			

別表公益信託11題スル法律の項中「受託者」の次に「等」を加へ、「第72条において準用する第47条」を「第8条の規定による信託法第58条第4項(同法第70条(同法第74条第6項)において準用する場合を含む。))」に改め、「又は新信託管理人」を加へ、「第72条において準用する第49条第1項(同条第2項)を「第8条の規定による信託法第62条第4項(同法第129条第1項)に改め、同項に次の五号を加へる。」

8 公益信託の信託財産管理命令 (第8条の規定による信託法第63条第1項)	各 課	20			
9 公益信託の保存行為等の範囲を超える行為の許可(第8条の規定による信託法第66条第4項(同法第74条第6項)において準用する場合を含む。))	各 課	20			
10 公益信託の信託財産法人管理命令 (第8条の規定による信託法第74条第2項)	各 課	20			
11 公益信託の信託管理人の選任 (第8条の規定による信託法第123条第4項又は第258条第6項)	各 課	20			
12 公益信託の終了の命令 (第8条の規定による信託法第165条第1項)	各 課	20			

附 則

この訓令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第
二条第二項の改正規定は、同月二十八日から施行する。

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄